不適切利用に関する注意喚起につきまして

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

平素より厚生労働行政に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

匿名レセプト情報等の不適切な利用が発覚した場合の措置につきまして、改めてご 承知おきいただきたく、下記のとおりお示し致します。

記

匿名レセプト情報等の提供に関するガイドラインにおいて、「利用者及び取扱者は、 法第 16 条の 5 及び法第 16 条の 6 の規定に基づき、安全管理措置義務及び不当利用等 の禁止が課されており、これらに違反した者に対する法第 16 条の 8 の規定に基づく 是正命令等に違反した者及び法第 16 条の 7 の規定に基づく厚生労働大臣による報告 の求め等に対し、適切な対応を行わない者は、法第 167 条の 2 及び法第 168 条第 3 項の規定により罰則が科されることとなる。」とされております

※ 「法」は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)を指す。

また、匿名レセプト情報等の提供に関する利用規約において、匿名レセプト情報等の提供に当たって締結する契約に違反した場合の措置が定められています。

過去に法令の規定又は契約に対する違反が発覚し、専門委員会での意見を踏まえて 措置した事例としては、

- ◆ 公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト情報等を取扱者以外に閲覧させた
- 匿名レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した
- 事前に承諾された目的以外への利用を行った

が挙げられます。

利用者が、契約に違反し、利用規約別表に記載された措置要件に該当することとなった場合、当該措置要件に対応する措置内容として定められた措置をとりますので、 匿名レセプト情報等の利用に当たっては、特段の注意をお願い致します。

(参考) 匿名レセプト情報等の提供に関する利用規約 別表

措计	置要件	措置内容
1	特定の個人を識別するために、高確則第5	
	条の4に基づく基準に従い削除された記述	
	等若しくは匿名レセプト情報等の作成に用	● 当該事実の認定をした日から、原則とし
	いられた加工の方法に関する情報を取得	て1か月~12か月の利用停止・提供禁止
	し、又は当該匿名レセプト情報等を他の情	
	報と照合を行った場合	
2	利用期間の最終日までに匿名レセプト情報	● 返却等を行う日までの間及び返却等を行
	等の返却並びに複写データ、中間生成物	った日から返却等を遅延した期間に相当
	及び最終生成物の消去(以下「返却等」と	する日数の間、匿名レセプト情報等の提
	いう。)を行わない場合	供禁止
3	匿名レセプト情報等を依頼書等の記載とは	
	異なるセキュリティ要件の下で利用すること	● 当該事実の認定をした日から、原則とし
	等により、セキュリティ上の危険に曝した場	て1か月~12か月の利用停止・提供禁止
	合	
4	匿名レセプト情報等を紛失した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則とし
		て1か月~12か月の利用停止・提供禁止
		● 当該事実の認定をした日から、原則とし
(5)	匿名レセプト情報等の内容を漏洩した場合	て1か月~12 か月又は無期限の利用停
		止•提供禁止
6	事前に承諾された目的以外への利用を行	● 当該事実の認定をした日から、原則とし
	った場合(事前に承諾された公表形式以外	て1か月~12 か月又は無期限の利用停
	での成果物の公表を行った場合を含む。)	止•提供禁止
7	公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト	● 当該事実の認定をした日から、原則とし
	情報等を取扱者以外に閲覧させた場合	て1か月~12か月の利用停止・提供禁止
8	その他、本規約に違反した場合又は法令	 ● 行為の態様によって上記①から⑦に準じ
	違反等の国民の信頼を損なう行為を行った	▼ 17点の態像により(工能①からびに率し) た措置
	場合	/ (二)日 (旦.